

(2)②過失

ア 悪い例

過失とは、権利侵害の予見可能性、回避可能性を前提とした、注意義務違反をいう。

- ①権利侵害の予見可能性は具体的権利でみるのか、抽象的で足りるのか
- ②注意義務違反は主観的か、客観的か
- ③客観的だとして、何を基準に認定するのか

⇒規範が曖昧だと、あてはめも誤魔化しだらけになってしまう

イ 改善案

過失要件は、加害者の行動の自由と被害者の権利保護の調整を図るため、国家が行為義務として加害者側に課しているものである。したがって過失とは、**具体的な権利侵害の予見可能性、回避可能性を前提とした、客観的な注意義務違反**をいい、**過失の基準としては、国家が行為を求める合理的な一般人を基準として考えるべきである。**

⇒このように、明確かつ具体的な規範を用意しておけば、あてはめも容易である。

ウ 改善案でのあてはめ

【事案】15年ほど建設現場に上がったことのなかった作業員Yが、建設現場において地上5メートルの高さの足場に上った際、突風にあおられて足元がふらつき、身に着けていた作業袋からスパナが地上に落下した。スパナは運悪く下を通りかかったVにぶつかり、その人は死亡した。

あてはめ例

【過失判断の基準】前提として、Yは建設現場作業員であるから、かかる地位にある者を基準として過失を判断する。

【具体的権利侵害】(①権利侵害において検討済みななのであてはめ不要)

【予見可能性】15年ほど建設現場に上がったことのなかった者が、建設現場において地上5メートルの高さの足場に上れば、突風にあおられて足元がふらつき身につけていたものが落下して下を通りかかった人にぶつかり、その人が死亡するリスクがあることは、過去に建設現場で作業をしたことがある者ならば予見しえたはずである。

【回避可能性】そして、そもそも建設現場に上がらなければ、権利侵害は回避可能であった。やむをえず上がる場合でも、身につける作業袋から工具が落ちないようにしっかりと紐で縛っておくなどの措置を講じておけば同様である。

【注意義務】したがって、Yには、そもそも建設現場に上がることをできるだけ避ける義務があり、やむをえず上がる場合には、身につける作業袋から工具が落ちないようにしっかりと紐で縛っておくなどの措置を講じておくべき義務があった。

【注意義務違反】それにもかかわらず、Yは地上5メートルの建設現場に上がっており、体をねじったくらいでスパナが落下するような状態に作業袋をおいているため、上記義務を怠ったといえる。

したがって、②過失は認められる。